

## 【第6節】 医療提供体制の整備

### 1.医療機関等の機能分担と相互連携

#### 現状と課題

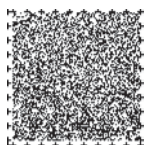
- 高齢化の進展などに伴い慢性疾患が増加していることなどから、身近な医療機関で疾病の継続的な管理や予防のための健康相談等を含めた包括的な医療（プライマリ・ケア）を受けられることが重要です。
- プライマリ・ケアの担い手は、かかりつけ医・かかりつけ歯科医であり、主として地域の診療所（歯科診療所を含む。）が、この役割を果たすこととなります。
- 県民が身近な医療機関で安心して医療が受けられるように、かかりつけ医・かかりつけ歯科医と密接に連携し、紹介患者への医療の提供や検査の実施、専門病床（開放病床）の共同利用など地域医療を支援する体制の整備が求められています。
- また、医療技術の進展に伴い、医療機器が高度化・高額化しており、医療資源の有効活用を推進する観点からも、医療機器の共同利用が必要になっています。（病床・医療機器等の共同利用実施状況については319ページ参照。）
- さらに、地域の医療従事者の資質向上を図り、医療の高度化・専門化に十分対応できるよう継続的な研修体制の整備も課題になっています。

〔 県内病院の医療連携の状況 〕

項目	医療圏							合計	割合 (%)	
	和歌山	那賀	橋本	有田	御坊	田辺	新宮			
地域医療連携室を設置	32	6	6	6	3	6	4	63	70.8	
病床の共同利用を実施	2	1	3	0	2	4	1	13	14.6	
診療機器の共同利用を実施	3	3	2	1	4	2	1	16	18.0	
平成24年6月の1か月間の 紹介・逆紹介患者数（人）	紹介	4,561	810	852	379	557	1,220	669	9,048	
	逆紹介	3,717	728	358	387	286	1,762	827	8,065	

<注>各医療圏の数値は「紹介・逆紹介患者数」の項目を除き病院数。なお、紹介患者数回答率は82.0%、逆紹介患者数回答率は83.1%。  
「平成24年度 和歌山県医療機能調査」結果等

- 現状の県内89病院における医療連携体制については、平成24年度に実施した「県医療機能調査」の結果によれば、地域医療連携室を設置している病院は70.8%、病床の共同利用を実施している病院は14.6%、診療機器の共同利用を実施している病院は18.0%となっており、特に、地域医療連携室を設置している病院数は、前回の保健医療計画策定時の調査と比較すると倍増しています。



第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
第8章  
参考資料

- 平成4年の医療法改正により、医療施設機能の体系化の一環として、高度医療の提供、高度医療技術の開発及び高度医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が承認する特定機能病院制度が導入され、本県では平成18年4月1日に県立医科大学附属病院が特定機能病院として承認されています。
- また、平成9年の医療法改正により、地域医療支援病院制度が導入されました。これは、地域医療の第一線の担い手であるかかりつけ医、かかりつけ歯科医を支援し、二次保健医療圏単位で地域医療の充実を図るために位置づけられた重要な機能を有する病院のことです。
- 県内には、現在5つの地域医療支援病院がありますが、今後、さらに地域医療支援病院の設置を促進していく必要があります。（全国では、平成24年8月1日現在で395病院）
- 加えて、地域医療支援病院が求められる機能を効果的に発揮するためには、同病院とかかりつけ医の役割・機能等を県民や患者に理解してもらう必要があります。

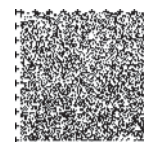
## 〔 県内の地域医療支援病院 〕

医療圏	病院名	承認年月日
和歌山	和歌山労災病院	平成16年 5月24日
	日本赤十字社和歌山医療センター	平成18年12月13日
御坊	(独)和歌山病院	平成18年 6月12日
田辺	南和歌山医療センター	平成19年 6月 7日
新宮	新宮市立医療センター	平成23年 7月29日

(平成25年2月1日現在)

## ■ 地域医療支援病院の承認要件

- ① 病院の建物等を院外の医師等の診療等に利用させるための体制が整備されていること。
  - ② 救急医療を提供する能力があること。
  - ③ 地域の医療従事者に対する研修を行う能力があること。
  - ④ 原則として200床以上の病床を有すること。
  - ⑤ 集中治療室、病理解剖室等法令等に規定する施設を有すること。
  - ⑥ 他の病院、診療所から紹介された患者に対し医療を提供する、紹介外来制を原則としていること。下記ア～ウの何れかに該当すること。
    - ア 紹介率が80%超であること
    - イ 紹介率60%超、かつ逆紹介率30%超であること
    - ウ 紹介率40%超、かつ逆紹介率60%超であること
- 紹介率：初診患者のうち他の医療機関からの紹介患者の割合  
逆紹介率：初診患者を他の医療機関へ紹介した場合



- 遠隔地の医療機関等における診療活動を支援するため、県立医科大学附属病院を中心とし、県内の病院相互間で高速情報通信技術を利用した遠隔画像診断・遠隔病理診断等の研究開発と実践に、積極的に取り組んでいます。
- 在宅医療についても、専門医の少ない地域や、通院困難な地域に居住する在宅患者については自宅に必要な機器を配備し、遠隔医療による在宅療養支援が求められています。

【課題項目】

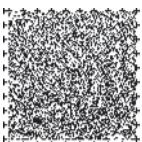
- ① かかりつけ医の普及啓発
- ② 地域医療支援病院の設置促進
- ③ 医療連携支援の整備促進
- ④ 遠隔医療の適切な推進

目標の設定

項目	現状	目標
地域医療支援病院数	5 病院 (平成 24 年 4 月)	7 病院 (平成 29 年)

施策の方向

- (1) かかりつけ医の普及啓発及び研修機会の拡大
  - プライマリ・ケア推進のため、「かかりつけ医（歯科医）」の必要性について県民に正しく認識していただく必要があるため、さまざまな機会をとらえ、市町村、医師会等関係団体と連携してこれらの普及啓発に努めます。
  - プライマリ・ケアを担う医師（歯科医師）は、保健・医療・福祉について幅広い知識が求められるため、研修機会の拡大に努めます。
- (2) 地域医療支援病院設置の促進
  - 現在、地域医療支援病院が設置されているのは 4 保健医療圏ですが、県内全ての二次保健医療圏において、地域医療の向上の中心的な役割を担う地域医療支援病院の整備を目指します。
- (3) 医療連携支援の整備促進
  - 医療連携推進のためには、登録医制度の推進、病院の開放病床の確保、高度医療機器の共同利用なども進める必要があります。



第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
第8章  
参考資料

- 地域医療支援病院とかかりつけ医療機関の役割分担を明確にし、両者が有機的に連携していくことによって、地域住民に対して質の高い医療サービスを効率的かつ継続的に提供していきます。
- 地域医療支援病院とかかりつけ医療機関の医師が協力して、各医療機関の持つ役割や地域連携について、地域住民に対し普及啓発に努めます。

#### (4) 遠隔医療の適切な推進

- 専門医の少ない地域や、通院困難な在宅患者が居住する地域において、遠隔医療の導入を推進します。

第1章

第2章

第3章

第4章

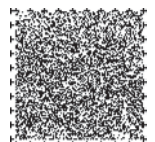
第5章

第6章

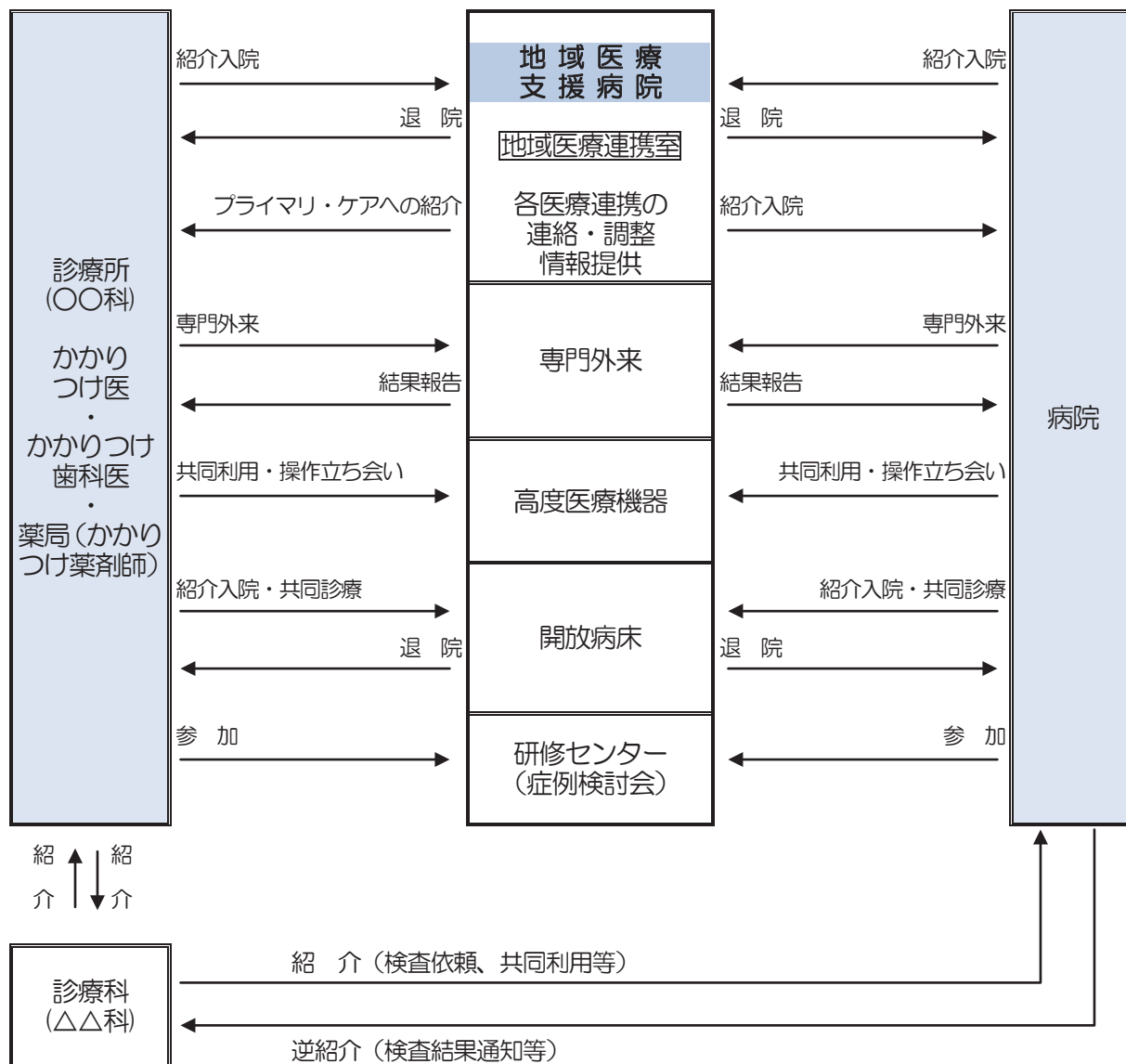
第7章

第8章

参考資料



地域医療連携図



診療所からみたメリット	患者からみたメリット	病院からみたメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 病院にある高額医療機器等の設備や施設を利用できる。</li> <li>● 専門外の領域でも心強く対応できる。</li> <li>● 病院で行う研修に参加でき、最新医療の知識向上ができる。</li> <li>● 紹介患者の情報が確実にフィードバックされる。</li> <li>● 面識のない病院勤務医にも気軽に紹介できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予約診療のため、円滑な受付が可能となり待ち時間が短縮できる。</li> <li>● 重複した検査や診察が避けられる。</li> <li>● かかりつけ医と病院勤務医の共同診療を受けられ、安心感がある。</li> <li>● 病院に紹介状を持参することで、初診時の特定療養費が徴収されない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 病院と診療所の役割分担が明確化され、病院本来の機能を発揮できると共に勤務医の負担が軽減できる。</li> <li>● 専門外来に集中できる。</li> <li>● 患者の待ち時間が短縮できる。</li> <li>● 地域医療支援病院に承認された病院に勤務することで、勤務医等職員のモチベーションが上がる。</li> </ul>

## 2.医療に関する情報化

### 現状と課題

- 情報通信技術（IT）の急速な発展・普及は、社会経済活動における高度化・効率化をもたらしていますが、保健医療分野においても、質の高い効率的な医療提供体制を構築するうえで、ITを積極的に活用していくことが求められています。
- 本県では、「わかやま医療情報ネット」を構築し、県民等が必要な情報を迅速に収集、利用することで、常に安心して適切な医療を受療できるよう支援しています。「わかやま医療情報ネット」は、次のようなシステムで構成されています。
  - ① 医療機能情報提供システム
 

医療機能情報（診療科目、専門外来、在宅医療、予防接種等）を、インターネット上にて県民に分かりやすい形で提供しており、県民が適切に医療機関を選択をできるように支援しています。
  - ② 救急医療情報システム
 

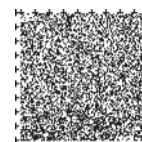
「公益財団法人和歌山県救急医療情報センター」において、救急医療に対応できる医療機関の応需情報（空床情報、診療科目ごとの手術の可否等）を24時間体制で収集しており、県民に対して情報提供を行っているだけでなく、各消防本部等が対応可能な医療機関を検索して、救急患者の円滑な搬送と受け入れを支援しています。
  - ③ 広域災害医療情報システム
 

地震や津波等の大規模災害発生時には、県域を越えた広域において、迅速な救援・救助が行えるよう、医療支援情報を収集・提供する広域災害情報システムを整備しています。

「わかやま医療情報ネット」

URL : <http://www.wakayama.cq-net.jp/cq/men/cqtpmenuult.aspx>

- また、診療情報の電子化やITの発展に伴い、地域の医療連携においても、医療機関間で診療データを相互閲覧することにより、患者の診療経過を把握することができ、より適切で無駄のない医療の提供が期待されます。
- 平成23年に発生した東日本大震災では、診療データの喪失により、迅速な医療提供に支障を及ぼす事態が発生しました。近い将来、発生が懸念されている東南海・南海地震をはじめとする大規模災害に備え、津波等の被害で診療システム・データが喪失しても適切な医療を継続できるよう、診療データ等の医療情報の保全がこれまで以上に求められています。



- 遠隔地の医療機関等における診療活動を支援するため、県立医科大学附属病院を中心とし、県内の病院相互間でITを利用した遠隔画像診断・遠隔病理診断等に積極的に取り組んでいます。  
また、へき地医療においても、病院とへき地診療所等の間で遠隔医療支援システムを構築し、レントゲン画像や電子カルテ等の共有を行っています。

**【課題項目】**

- ① 医療機能情報の適切な提供
- ② 医療情報連携・保全基盤の整備
- ③ 遠隔医療システムの推進

**施策の方向**

## (1) 医療機能情報の適切な提供

- 「わかやま医療情報ネット」について、掲載内容の更なる充実を図り、県内全ての医療機関の医療機能等に関する正確な情報を提供することにより、県民が医療機関を適切に選択出来るよう支援します。

## (2) 医療情報連携・保全基盤の整備

- 災害時における被災地等での継続した医療の提供及び診療データを利用した地域医療連携を推進するため、県立医科大学附属病院を中心に、主要な診療データを、安全な地域に、標準的な形式で保存し、医療機関間で閲覧できるシステムの構築に取り組みます。

## (3) 遠隔医療システムの推進

- 診療体制の充実・強化及び質の高い医療の提供を図るため、病院間及び病院と診療所間での遠隔医療支援システムを構築し、レントゲン画像や電子カルテ等の共有を支援します。

